

放課後児童クラブひとり親等利用支援事業

西原町では、放課後児童（学童）クラブを利用する際に毎月納付される利用料について補助を行います。補助を受けるには、所定のお手続きが必要となります。

◆対象者

西原町に住所があり、町内の放課後児童（学童）クラブを利用し、小学校に就学している児童の保護者で、次のいずれかに該当する世帯が対象となります

- (1) 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成の受給者
- (2) 生活保護を受けている世帯
- (3) 市町村民税非課税世帯

（10月までは前年度の課税区分、11月以降は本年度の課税区分により判定）

◆対象クラブ

児童福祉法（昭和22年法律第164号第6条の3第2項）規定する放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブ ※利用するクラブが対象施設か、利用クラブへご確認をお願いします。

◆助成額

利用している放課後児童クラブが定める 1か月あたりの利用料の2分の1以内の金額（上限月額5,000円） ※助成後の利用料を放課後児童クラブへお支払いただくことになります。

◆対象期間

申請を行った日の属する月の翌月から始め、助成の対象要件に該当しなくなった日の属する月まで。

（申請日が月の初日である場合は、申請した月より対象とする）

※4月については、初日でなくても4月中の申請により、当該月からの適用を認める。

※年度毎の申請になります。継続して利用する場合であっても毎年申請が必要です。

◆申請

以下のいずれかの書類等を持参し、西原町役場こども課の窓口にて申請してください。

①・児童扶養手当証書

- ・母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証
- ・生活保護受給証明書
- ・市町村民税非課税証明書（世帯分）※西原町に税情報があり、確認について同意がある場合は不要。

②西原町放課後児童クラブひとり親等支援事業利用認定申請書（様式第1号）

※こども課窓口にあります。（西原町ホームページからダウンロードも可能）

③クラブ利用料決定通知 ※利用クラブより発行

!!! 注意 !!!

- ・住所変更する場合や利用資格の要件を満たさなくなった場合（クラブを退所した場合含む）は、速やかに資格喪失届出書を提出してください。
- ・補助資格認定後、児童扶養手当支給状況や課税状況によっては、資格を喪失することがあります。
- ・補助資格認定後であっても、申請書や添付書類等に虚偽や不正があった場合は、利用資格を喪失することがあります。

お問い合わせ

西原町役場 こども課 子育て支援係

☎ 945-5311